

平成17年6月 定例会（第275回）
6月30日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）

平成17年 6月 定例会（第275回）

平成十七年

第二百七十五回定例奈良県議会会議録 第五号

六月

平成十七年六月三十日（木曜日）午後一時三分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十五名）

一番 井岡正徳	二番 浅川清仁
三番 上村庄三郎	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 欠員	二二番 岩田国夫
二三番 粒谷友示	二四番 菅野泰功
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 欠員
三三番 欠員	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 小林 喬
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

議事日程

一、議第四十八号から議第六十号、報第一号から報第二十一号、報第二十七号及び報第二十八号、並びに請願第十二号

一、陳情の上程

一、意見書決議

一、議長の辞職及び同選挙

一、副議長の辞職及び同選挙

一、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任

一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（米田忠則） これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（米田忠則） この際、お諮りします。

陳情の上程、意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、追加議案の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（米田忠則） 初めに、監査委員から、財務監査及び現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（米田忠則） 次に、陳情一件を上程します。

お手元に配布しております文書でご承知願います。

陳情第三十一号

風俗営業店舗（パチンコ店）出店計画に関する反対陳情書

陳情者 北葛城郡上牧町中筋出作五八一

北葛城郡上牧町南上牧自治会

会長 辻 義弘 外一〇、九八九名

《要旨》

北葛城郡上牧町南上牧地区への風俗営業店舗（パチンコ店）の出店計画に対して、南上牧自治会として協議を重ねた結果、付近一帯の環境保全と住民生活の環境を守るため、下記の事由により今回の出店計画には一致団結し、絶対反対との結論に達しました。

また、上牧町内の全二十二地区の自治会長の方に、今回の風俗営業店舗出店計画反対に対し賛同していただいた結果、数多くの上牧町民の方に『風俗営業店舗出店計画反対』の署名に協力いただきました。

上牧町では、平成十五年七月に『次世代育成支援対策推進法』が制定され、この法律に基づき、平成十七年度から二十一年までの五年間を『上牧町次世代育成支援行動計画』として位置づけされています。この行動計画の五つの重点課題の中に、まちの史跡や自然を活かした環境の整備、まちなみの整備により、住民が上牧町に愛着や誇りをもって暮らせる生活環境づくりにつとめる内容の安心・安全なまちづくりの推進と夢のある暮らしづくりの推進が掲げられています。今回の出店計画は、上牧町のこのような推進計画方針に相反するものであります。

風俗営業店舗は、準工業地域に建設予定で違法でないというものの、近隣住民の現在の平穏な生活環境の破壊につながる本出店計画には、断固反対します。

つきましては、われわれ地域住民の心情をご賢察いただき、早急に何らかの対策をご考慮賜り、ご配慮いただきますことを切にお願いいたします。

記

一. 南上牧地区は、今日まで農業を営み、田畑を耕して自然と共存してきた地域である。風俗営業店舗を建設するにあたり、約三、〇〇〇坪の田畑が造成されることとなり、現況の周辺地域環境に比べて、水害や水質汚染などの悪影響が生じることは明らかであり、到底容認できない。

二. 風俗営業店舗建設予定地の近くには、上牧小学校、上牧中学校の通学路があり、社会環境の変化の影響を最も受けるのは子ども自身であることにより、青少年の教育環境や生活環境を害する恐れがある本出店計画には一切反対する。

三. 道路交通環境の現況は、県道上中・下田線が交通車両により混雑し、風俗営業店舗建設予定地に隣接する町道に迂回する車が増加している。

これに伴う事故、その他のトラブルも発生しており、このような状況において、今回出店計画されている風俗営業店舗が、万一諸官庁より認可され営業する事態になれば、営業店舗に出入りする人物や車両が増加することは明らかである。

ついては、現状の生活環境を守るために、県当局の行政指導と厳正な対応を強く要望する。

四. 風俗営業店舗建設予定地に隣接する住民にとっては、ネオン公害、夜間駐車場の照明公害、騒音公害（店舗・車両）及びゴミ公害が予想され、現在の静かな住宅環境の破壊につながる風俗営業の出店には一切反対する。

以上

○議長（米田忠則） 次に、平成十七年度議案、議第四十八号から議第五十九号、報第一号から報第二十一号、平成十六年度議案、報第二十七号及び報第二十八号、並びに去る二月定例県議会より継続審査に付されておりました請願第十二号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案及び請願、並びに去る二月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長及び議会運営委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一五番荻田義雄議員。

◆五番（荻田義雄） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成十七年度議案、議第四十九号については、県民の負担増となること、議第五十四号については、市町村合併は自主的にすべきものであり、推進のための審議会は必要としないこと、議第五十五号については、議論が不足し、県民の理解が十分得られていないとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成十七年度議案、議第四十八号中・当委員会所管分、議第五十号中・当委員会所管分、議第五十七号、議第五十八号及び報第二十号中・当委員会所管分、並びに平成十六年度議案、報第二十七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。また、平成十七年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号から報第六号、報第十八号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十七年度議案、議第四十八号中・当委員会所管分及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成十七年度議案、議第五十号中・当委員会所管分、議第五十一号及び議第五十二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十七年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第七号から報第十号、報第十九号及び報第二十一号中・当委員会所管分並びに平成十六年度議案、報第二十八号につきましては、理事者から詳細な報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一四十二番小林喬議員。

◆四十二番（小林喬） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案八件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成十七年度議案、議第五十三号につきましては、農業大学の学費の値上げはすべきでないとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成十七年度議案、議第四十八号中・当委員会所管分及び議第五十六号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十七年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第十一号から報第十四号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十七年度議案、議第四十八号中・当委員会所管分、議第五十六号中・当委員会所管分及び議第五十九号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十七年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十五号から報第十七号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、文教委員長の報告を求めます。――四番奥山博康議員。

◆四番（奥山博康） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十七年度議案、議第四十八号中・当委員会所管分及び議第五十号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十七年度議案、報第一号中・当委員会所管分及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。――三十五番秋本登志嗣議員。

◆三十五番（秋本登志嗣） （登壇）議会運営委員会のご報告を申し上げます。

先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十七日に委員会を開催し、請願一件につきまして、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第十二号「奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との編入合併に伴い奈良県議会議員の選挙区について合併特例法第十五条第一項の特例を適用しない事を求める請願書」につきましては、慎重に審査する必要がありますので、全会一致をもちまして、継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百九条の二第四項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、議会運営委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成十七年度議案、議第四十八号について、起立により採決します。

本案については、各常任委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、各常任委員長報告どおり決しました。

次に、平成十七年度議案、議第四十九号及び議第五十三号から議第五十五号について、起立により採決します。

以上の議案については、総務警察委員長、経済労働委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案四件については、それぞれ総務警察委員長、経済労働委員長報告どおり決しました。

次に、平成十七年度議案、報第二十号について、分割して採決します。

議案のうち、まず、「平成十七年度奈良県病院事業費特別会計補正予算（第一号）」、「医療費支払請求事件について」二件、及び「和解及び損害賠償額の決定について」を起立により採決します。

本件を、厚生委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本件は、厚生委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

報第二十号のうち残余の「平成十七年度一般会計補正予算（第一号）」、「奈良県税条例の一部を改正する条例」及び「過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、総務警察委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本件は、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成十七年度議案、議第五十号から議第五十二号、議第五十六号から議第五十九号、報第一号から報第十九号、報第二十一号、平成十六年度議案、報第二十七号、報第二十八号、及び請願第十二号、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告及び議会運営委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長（米田忠則） 次に、二十七番丸野智彦議員より、意見書第七号、警察官の増員に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、丸野智彦議員に趣旨弁明を求めます。

――二十七番丸野智彦議員。

◆二十七番（丸野智彦） （登壇）意見書第七号、警察官の増員に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第七号

警察官の増員に関する意見書（案）

本県は、法隆寺や東大寺等の世界遺産に代表される歴史的・文化的資源が数多く残され、「国際文化観光・平和県」への着実な進展を目指しているが、治安情勢については、刑法犯認知件数が、平成十年以降七年連続して二万件を超えており、大変厳しい状況にある。

その内容をもても、全国民を震撼させた女子児童誘拐殺人事件をはじめとした凶悪犯罪の多発、少年による凶悪犯罪の増加や来日外国人等による組織的犯罪のほか、携帯電話やインターネット等を利用した「振り込め詐欺」などの新たな形態の犯罪も増加傾向にあり、県民が身近に不安を感じる犯罪の発生が高水準で推移している。

さらに、交通人身事故件数は、昨年、再び九千件を超え、交通事故による負傷者は、六年連続で一万人を超える厳しい状況が続いている。

本県警察は、こうした厳しい治安情勢のなか、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」の実現を運営指針に掲げ、全警察職員が一丸となって、全力で県民や古都奈良を訪れる観光客の安全・安心の確保に努めており、国におかれても、五年連続して警察官の増員を認められている。

しかしながら、本県警察官一人当たりの人口負担率は六百八人で、全国平均の五百二十人を大きく上回っており、依然として第一線の警察官は厳しい勤務を余儀なくされている。

このような厳しい状況に対応し、県民を犯罪や交通事故から守り、観光客が安心して観光できるまちづくりを実現するためには、「世界に誇る安全安心の奈良県」の創造に向けて、一層の治安体制の強化を図ることが強く望まれる。

よって、国におかれては、このような本県の実情を十分理解して頂き、引き続き本県警察官の増員を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十七番畠真夕美議員。

◆十七番（畠真夕美） ただいま丸野智彦議員から提案されました意見書第七号、警察官の増員に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） ただいま丸野智彦議員から提案されました意見書第七号、警察官の増員に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、二十七番丸野智彦議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一号の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、三十七番飯田正議員より、意見書第八号、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、飯田正議員に趣旨弁明を求めます。――三十七番飯田正議員。

◆三十七番（飯田正） （登壇）意見書第八号、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第八号

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書（案）

国においては、平成十七年六月から生態系等に係る被害の防止を図るため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法」）が施行され、外来生物が地域によっては自然生態系に大きな影響を与えかねない状況にあることは周知の事実であり、外来生物法の趣旨が我が国の自然環境保護にあることは十分理解している。

昭和三十年代の電力需要に呼応して建設された坂本ダム、池原ダム、七色ダム、小森ダムの四つのダムのうち、閉鎖系水域と一般的に言われている池原ダム湖においては、この外来生物法によって指定されたブラックバス（オオクチバス）が、過去の放流により繁殖しており、また、昭和六十三年四月にオオクチバスの亜種であるフロリダバスが日本で最初に放流された。この相乗効果により、今日では、釣りのメッカとして年間三万人から四万人の釣り人が地場産業の少ない過疎の村に訪れ、これに伴う地域の活性化（都市と農村の交流）に対する経済的波及効果は多大なものとなっている。

さらに、当地域においては、昭和六十二年以来、青少年を対象として夏期に「ブラックバス・フィッシングスクール」を開催し、釣りを通じて生命の尊さや自然に対する啓蒙を進めてきた。

奈良県漁業協同組合連合会は、こうした上北山村・下北山村、両村の取り組みは意義あるものと認識し、積極的に支援するものである。

また、国は三位一体の改革を推し進め地方の自立を求めているが、関東地域において四湖（芦ノ湖、山中湖、河口湖、西湖）がブラックバスの魚種認定がされている事実を踏まえ、関西地域においても上記の四湖と同様に許可条件が整備されるならば、新規に漁業権魚種認定される地域があってしかるべきと考える。

よって、国におかれては、過疎地域にはまれな新しい産業として定着し、地域の活性化や経済効果をもたらしている両村におけるブラックバス釣りを楽しむルアーフィッシングの灯を消し去ることがないよう、漁業権魚種認定あるいは経済特区等の施策も配慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十八番上松正知議員。

◆十八番（上松正知） ただいま飯田正議員から提案されました意見書第八号、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） 四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） ただいま飯田正議員から提案されました意見書第八号、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、三十七番飯田正議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、十三番中野雅史議員より、意見書第九号、独立行政法人国立病院機構松籟荘病院における新病棟建設に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、中野雅史議員に趣旨弁明を求めます。――十三番中野雅史議員。

◆十三番（中野雅史） （登壇）意見書第九号、独立行政法人国立病院機構松籟荘病院における新病棟建設に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第九号

独立行政法人国立病院機構松籟荘病院における新病棟建設に関する意見書
（案）

独立行政法人国立病院機構松籟荘病院は、医療観察法（心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）に基づく、「指定入院医療機関」に指定されたことに伴い、新病棟建設についての住民説明会において、新病棟建設に住民の同意は必要ないと言明されている。

精神科医療は地域との共生の中でリハビリや社会復帰を進めていくものであり、事実、松籟荘新病棟においても社会復帰のための一環として外出によるリハビリを行うと説明されている。そのようなリハビリを地元合意のない中で実施できるはずがない。地域住民に対し、具体的な対策や対応に関する誠意ある十分な説明をしなければ、後々あらぬ混乱を招く恐れがある。

よつて、国におかれては、医療観察法に基づく「指定入院医療機関」松籟荘病院における新病棟建設にあたり、地元住民への十分な説明を行い、理解を得て建設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（米田忠則） 六番田中惟允議員。

◆六番（田中惟允） ただいま中野雅史議員から提案されました意見書第九号、独立行政法人国立病院機構松籟荘病院における新病棟建設に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） ただいま中野雅史議員から提案されました意見書第九号、独立行政法人国立病院機構松籟荘病院における新病棟建設に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、十三番中野雅史議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、一番井岡正徳議員より、意見書第十号、道路の整備・管理に要する財源確保に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、井岡正徳議員に趣旨弁明を求めます。――一番井岡正徳議員。

◆一番（井岡正徳） （登壇）意見書第十号、道路の整備・管理に要する財源確保に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

意見書第十号

道路の整備・管理に要する財源確保に関する意見書（案）

道路は、県土の均衡ある発展と活力ある地域づくりや、豊かで潤いある快適な県民の暮らしを実現するための、最も基本的な社会資本整備である。

奈良県においては、高規格幹線道路である京奈和自動車道をはじめとする、県土の骨格となる道路ネットワークが不十分な状況にある。

このことにより、平野部においては、平日、休日を問わず慢性的な交通渋滞が発生し、県内の移動に多大な時間を要するなど、県民の日常生活や経済活動、また、県外からの観光客の約五割が自家用車を利用することから、観光の振興にも大きな支障となつており、全国でも有数の優れた歴史文化遺産、豊かな自然環境を十分に活用出来ていないのが実情である。

一方、山間部においては、自動車唯一の交通手段であるにもかかわらず、地域の主要幹線道路は未だ未改良区間が多く、また大規模な災害が発生するなど十分な安全性と走行性が確保されていない状況にある。

今年度は、京奈和自動車道大和・御所道路の大和区間、五條道路の部分・暫定供用が予定されているが、県内のネットワークを形成するためには、大和・御所道路、大和北道路、また高規格幹線道路と一体となって機能する地域高規格道路などの整備促進が強く望まれる。

また、昨年七月には「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、三つの世界遺産を有することになり、地域の資源を活かすためにも、アクセス道路の整備が必要不可欠である。

二〇一〇年には、平城遷都一三〇〇年という大きな節目を迎えるにあたり、その記念事業を予定しており、幹線道路をはじめアクセス道路、JR奈良駅付近連続立体交差事業の整備が急務となっている。道路特定財源は、このような本県の立ち遅れた道路状況を改善する上で重要な役割を果たしているが、道路整備・管理に関する費用のうち、道路特定財源の充当率はわずか四分の一と、まだまだ不足しているのが現状である。

このような財源状況にもかかわらず、受益者負担の考えを基本としている道路特定財源の一般財源化という意見があるなど、道路整備・管理のための安定的な財源の確保が危惧される状況にある。

よって、国におかれては、地方の実情や地域の声を十分把握し、遅れている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理が実現出来るよう道路特定財源等による安定した財源を確保するとともに、地方の道路財源をより一層充実強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） ただいま井岡正徳議員から提案されました意見書第十号、道路の整備・管理に要する財源確保に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 四十四番山下力議員。

◆四十四番（山下力） ただいま井岡議員から提案されました意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、一番井岡正徳議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、二十四番菅野泰功議員より、意見書第十一号、都道府県議会制度の充実強化に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、菅野泰功議員に趣旨弁明を求めます。――二十四番菅野泰功議員。

◆二十四番（菅野泰功） （登壇）意見書第十一号、都道府県議会制度の充実強化に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十一号

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書（案）

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任の領域が拡大し、これに伴い、地方議会の役割と責任は一層重要性を増している。今後、地方議会がその役割を十分に発揮していくためには、議会の諸機能をさらに充実していく必要がある。そのため、本議会は自ら運用面の改革に取り組んでいるところである。

一方、地方議会のさらなる活性化を図るためには、地方自治法の議会にかかる権限制約的規定を緩和し、議会の自主性・自立性を高めることは喫緊の課題である。本議会においてこれが制度改革のための方策について、全国都道府県議会議長会と連携をとりつつ、鋭意検討しているところである。全国都道府県議会議長会の賛意を得て同議長会が取りまとめた

- 一、議会の自主性・自立性確保と権限強化
- 二、議会と首長との関係
- 三、議員の位置付け

の各項目については、早急にその成果を得ることが必要であると考える。

よって、国におかれては、先に全国都道府県議会議長会が提出した「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」について検討を加え、早急に所要の法改正を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 七番藤本昭広議員。

◆七番（藤本昭広） ただいま菅野泰功議員から提案されました意見書第十一号、都道府県議会制度の充実強化に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 十七番畠真夕美議員。

◆十七番（畠真夕美） ただいま菅野泰功議員から提案されました意見書第十一号、都道府県議会制度の充実強化に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、二十四番菅野泰功議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、四十七番梶川虔二議員より、意見書第十二号、運輸安全基本法（仮称）の制定等鉄道輸送の安全確保を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二）（登壇）意見書第十二号、運輸安全基本法（仮称）の制定等鉄道輸送の安全確保を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十二号

運輸安全基本法（仮称）の制定等鉄道輸送の安全確保を求める意見書（案）

四月二十五日に発生したJR福知山線の脱線事故は、死者百七名、負傷者が五百名を超える大惨事となった。この事故により亡くなられた方々とそのご遺族に対して深く哀悼の意を表し、負傷された方々におかれては、一日も早くご回復されますことを心より祈念申し上げます。

事故の背景には、効率優先、安全性を軽視したJR西日本の経営体質も明らかになりつつある。同時に、国鉄を分割民営化し、安全基準の規制緩和を進めてきた政府のあり方も問われている。

事故原因の解明は事故の再発を防止するのみならず、他方で当該事故に遭遇した遺族、被害者にとって事故により病んだ心を癒すことにつながる。

鉄道は、国民の足として公共交通機関の中で輸送量も多く、今後も高速化が予想されるとともに、できるだけ利用率を高めることも望まれ、最も安全な交通機関としての信頼を回復する必要がある。

よって、国におかれては、この度の事故原因の徹底解明と、再発防止を進めるため、次の事項の実現を強く要望する。

記

- 一 運行計画（列車ダイヤ）については、必要な余裕時分を確保した無理のないものとし、新型の自動列車停止装置（ATS-P）、自動列車制御装置（ATC）、脱線防止ガードなど事故防止設備の普及を図り、安全投資に対する国の補助制度を充実・強化すること。
- 一 JR西日本の経営姿勢、運転士の安全教育、健康管理等事故の背景要因に至るまであらゆる角度から解明し改善を図ること。

一 安全基準の強化等を内容とする「運輸安全基本法」（仮称）を制定するとともに、鉄道事業法における工事計画、施工、検査等について認可から届け出にしたこと等、安全面の規制緩和を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（米田忠則） 八番山村幸穂議員。

◆八番（山村幸穂） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第十二号、運輸安全基本法（仮称）の制定等鉄道輸送の安全確保を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま梶川虔二議員から提案をされました意見書第十二号に賛成をいたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十二号については、四十七番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、四十五番山本保幸議員より、意見書第十三号、住民基本台帳法の改正を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山本保幸議員に趣旨弁明を求めます。――四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） （登壇）意見書第十三号、住民基本台帳法の改正を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十三号

住民基本台帳法の改正を求める意見書（案）

個人情報の保護は、国、地方のみならず民間事業者においても非常に重要な課題となつており、それぞれに真摯な取り組みが不可欠となっている。

二〇〇五年四月には行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に加え、我が国で初めて民間事業者を対象とする個人情報の保護に関する法律も全面施行され、自治体においても個人情報保護条例の制定が推進されているところである。法整備の進展とともに、より適切な個人情報の保護が図られる体制ができつつある。

しかしながら、このような個人情報保護をめぐるさまざまな法整備が進む中であって、市町村からは住民基本台帳法第十一条により氏名、住所、生年月日、性別の四情報が、営利目的であっても誰でも原則として大量に閲覧できる状況にある。すでに本県においては個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報の適正な保護につとめているところであるが、市民の個人情報に対する意識が、近年急速に高まっている中、住民基本台帳法にもとづき広く四情報が閲覧・利用されていることに対して矛盾が指摘されるようになっている。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した不幸な犯罪事件が起こっており、住民基本台帳法第十一条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しているおそれがある。これは自治体の個人情報保護条例をはじめとした独自の取り組みでは補いきれない問題であり、住民を保護すべき自治体として法の存在が事態への対処を困難にしている。

また、住民基本台帳閲覧制度については、総務省も「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を設け、原則非公開とする方向で検討に入っている。

よって、議会は、公用及び公益目的以外での請求は認めないよう、住民基本台帳法第十一条を改正するよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（米田忠則） 二番浅川清仁議員。

◆二番（浅川清仁） ただいま山本保幸議員から提案されました意見書第十三号、住民基本台帳法の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十番高柳忠夫議員。

◆二十番（高柳忠夫） ただいま山本保幸議員から提案されました意見書第十三号に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十三号については、四十五番山本保幸議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、十九番吉川政重議員より、意見書第十四号、米国産牛肉の抽速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、吉川政重議員に趣旨弁明を求めます。――十九番吉川政重議員。

◆十九番（吉川政重）（登壇）意見書第十四号につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十四号

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府はと畜されるすべての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の撤廃などを行い、牛肉に対する信頼回復に努めてきた。また、二〇〇三年に米国でBSEの発生確認以降、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきた。

BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものである。

よって、国におかれては、BSE問題への万全な対策を講じるとともに、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

一 米国産牛肉の輸入再開問題について

- ① 米国ではと畜される牛で、BSE対策を行っているのは、全体の-%にすぎない。
- ② 生産・物流履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が確認できず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせる。
- ③ 特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は三〇ヶ月齢以上の牛に限られている。
- ④ 米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性がある。

以上の理由から、拙速な輸入再開は行わないこと。

一 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべきである。さらに、自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月三十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 三番上村庄三郎議員。

◆三番（上村庄三郎） ただいま吉川政重議員から提案されました意見書第十四号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書案に賛成をします。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま吉川政重議員から提案されました意見書第十四号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十四号については、十九番吉川政重議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） しばらく休憩します。

△午後二時七分休憩

△午後五時八分再開

○議長（米田忠則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により、副議長と交代します。

（副議長吉川隆志、議長米田忠則にかわり議長席に着く）

○副議長（吉川隆志） 次に、三十八番米田忠則議員から、議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

三十八番米田忠則議員の議長辞職を許可することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よつて、米田忠則議員の議長辞職は許可することに決しました。

次に、米田忠則議員のごあいさつがあります。

◆三十八番（米田忠則） （登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により議長に選出いただき、この間、議員の皆様方をはじめ理事者各位の温かいご支援、ご協力を賜り、その大任を果たすことができましたこと、誠に光栄であり、心より厚くお礼を申し上げます。

今後とも県勢発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉川隆志） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十五人であります。

次に、投票点検のため、

十一番 上田 悟議員

十九番 吉川政重議員

四十七番 梶川虔二議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、一番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

（各員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

（投票点検）

投票人員四十五人、投票総数四十五票、符合しております。

開票します。

（開票）

開票の結果を報告します。

有効投票四十五票、無効その他はありません。

有効投票中、

米田忠則議員 二十二票

秋本登志嗣議員 二十二票

除 真夕美議員 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十二票であり、米田忠則議員と秋本登志嗣議員の得票数は、いずれもこれを超えておりますが、両議員の得票数は同数であります。

よって、この際、地方自治法第百十八条第一項において準用する公職選挙法第九十五条第二項の規定により、くじによって当選人を決定することにします。

くじは、被選挙人が議場におられますので、被選挙人にお引き願います。

くじは、二回に分けて行います。第一回は、くじを引く順位を決めるためのものであります。第二回は、くじの順位に従い、当選人を決定するためのものであります。

くじは、くじ棒によって行います。

立会人の立ち会いを願います。

(立会人立ち会い)

まず、くじを引く順位を決めるくじを行います。

秋本登志嗣議員、米田忠則議員、くじをお引き願います。

(両議員、くじを引く)

くじを引く順位が決定しましたので、報告します。

まず初めに秋本登志嗣議員、次に米田忠則議員、以上のとおりであります。

ただいまの順位で当選人を決定するくじを行います。

秋本登志嗣議員、米田忠則議員、くじをお引き願います。

(両議員、くじを引く)

くじの結果を報告します。

くじの結果、秋本登志嗣議員が当選人と決定しました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の秋本登志嗣議員より就任のごあいさつがあります。

◆三十五番(秋本登志嗣) (登壇) 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、多数の議員の皆様方のご推挙により議長に選出賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。身に余る光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この上は、微力ではございますが、県政進展と公平かつ円滑な議会運営のため、誠心誠意取り組んでまいる所存でございますので、議員各位並びに知事をはじめ理事者の皆様方

には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますように心よりお願いを申し上げまして、就任のあいさつといたします。今後ともよろしく願います。

ありがとうございました。(拍手)

(議長秋本登志嗣、副議長吉川隆志にかわり議長席に着く)

○議長(秋本登志嗣) しばらく休憩します。

△午後五時三十二分休憩

△午後八時三十九分再開

○議長(秋本登志嗣) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十九番吉川隆志議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

二十九番吉川隆志議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、吉川隆志議員の副議長辞職は、許可することに決しました。

次に、吉川隆志議員のごあいさつがあります。

◆二十九番(吉川隆志) (登壇) 副議長辞任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来今日まで、議員の皆様はじめ関係各位の温かいご指導、ご鞭撻を賜りました。また、知事はじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たし得ましたこと、心より厚く御礼を申し上げまして、簡単ではございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(秋本登志嗣) ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十五人であります。

次に、投票点検のため、

十一番	上田 悟議員
十九番	吉川政重議員
四十七番	梶川虔二議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、一番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

(各員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十五人、投票総数四十五票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

辻本黎士議員 四十一票

今井光子議員 三票

小泉米造議員 一票

以上のとおり、辻本黎士議員が副議長に当選されました。

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の辻本黎士議員から就任のごあいさつがあります。

◆二十八番（辻本黎士）（登壇）副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、多数の議員の皆様のご支持により副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。

この上は、微力でございますが、議長の補佐役として、奈良県政の進展のために全力で職務に精励する所存でございます。ここに皆様方の格別のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます、就任のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（秋本登志嗣） しばらく休憩します。

△午後八時五十六分休憩

△午後十一時十七分再開

○議長（秋本登志嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配布の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

委員会名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

常任委員会

総務警察委員会

丸野智彦

藤本昭広

荻田義雄山村幸穂

上田 悟神田加津代

吉川政重菅野泰功

服部恵竜中村 昭

厚生委員会

高柳忠夫

今井光子

井岡正徳田中惟允

辻本黎士吉川隆志

国中憲治秋本登志嗣

経済労働委員会

小泉米造

上松正知

浅川清仁中野雅史

田尻 匠米田忠則

出口武男梶川虔二

建設委員会

川口正志

笹尾保博

上村庄三郎森下 豊

岩田国夫粒谷友示

飯田 正新谷紘一

山下 力

文教委員会

中辻寿喜

畠 真夕美

奥山博康田中美智子

山本進章安井宏一

岩城 明松井正剛

小林 喬山本保幸

議会運営委員会

萩田義雄

粒谷友示

中野雅史岩田国夫中辻寿喜

丸野智彦吉川隆志田尻 匠

小泉米造新谷紘一中村 昭

特別委員会

国際文化観光・学研都市推進対策特別委員会

吉川政重

上村庄三郎

浅川清仁田中美智子

上田 悟山本進章

出口武男山本保幸

少子・高齢化社会対策特別委員会

安井宏一

神田加津代

藤本昭広中野雅史

畠 真夕美岩城 明
米田忠則服部恵竜
梶川虔二

幹線交通対策特別委員会

粒谷友示
松井正剛
奥山博康荻田義雄
岩田国夫菅野泰功
中辻寿喜田尻 匠
小林 喬

過疎地・水資源等対策特別委員会

国中憲治
田中惟允
今井光子笹尾保博
森下 豊上松正知
高柳忠夫飯田 正
新谷紘一

環境・廃棄物対策特別委員会

中村 昭
井岡正徳
山村幸穂丸野智彦
辻本黎士吉川隆志
小泉米造山下 力
川口正志

○議長（秋本登志嗣） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。

このことについては、お手元に配布しております審査事件案のとおり議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（秋本登志嗣） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第八十八号

平成十七年六月三十日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第六〇号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第六十号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成十七年六月三十日提出

奈良県知事 柿本善也

記

奥山博康

田尻 匠

○議長（秋本登志嗣） 次に、平成十七年度議案、議第六十号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

議第六十号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成十七年六月三十日

次のとおり議員を派遣します。

(一) 目的

在伯奈良県人会創立四十五周年記念式典に出席し、会員の日伯両国の友好親善への尽力に対する労をねぎらい、もって本県の国際親善、国際理解の増進を図る。

(二) 場所

ブラジル連邦共和国

(三) 期間

平成十七年九月二十九日（木）～十月五日（水）までの七日間

(四) 参加者

山本進章 岩田国夫 新谷紘一 山本保幸 中村 昭

○議長（秋本登志嗣） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（秋本登志嗣） これをもって、平成十七年六月第二百七十五回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（秋本登志嗣） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

六月二十日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ県政の諸課題を終始熱心に調査、審議をいただき、継続審査となった請願一件を除き、議案はすべて滞りなく議了しまして、ここに閉会の運びとなりましたこと、誠にご同慶にたえません。ここに、議員各位のご精励とご協力に対し心よりお礼を申し上げます。

知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

暑さに向かいます折、皆様におかれましてはお体を十分ご自愛いただき、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げ、閉会のあいさつといたします。本当にありがとうございました。

◎知事（柿本善也）（登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る六月二十日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、条例の制定及び改正、市町村負担金の徴収、その他の案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

会期中、議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいります。

なお、このたびの議会におきましては、正副議長はじめ各委員会の正副委員長及び委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存ずる次第でございます。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、今後とも県勢発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後十一時二十五分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	秋本登志嗣
同 副議長	辻本黎士
署名議員	秋本登志嗣
署名議員	小泉米造
署名議員	飯田 正